（台帳の記載事項等）

第六条の三　（略）

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第四条第一項（第八条の二第十四項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二第十五項において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二第十八項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七～十　（略）

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

3～6　（略）

（国の機関の長等による建築主事等に対する通知等）

第八条の二　（略）

2～12　（略）

13　第三条の十三の規定は、法第十八条第四項ただし書の国土交通省令で定める要件について準用する。

14～21　（略）

22　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第一項の表二の八十五の二項	同法第十一条第一項又は第二項	同法第十二条第二項又は第三項
（略）		
第二条第一項	（略）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第九条第五項において読み替えて準用する同令第八条

（台帳の記載事項等）

第六条の三　（略）

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第四条第一項（第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二第十四項において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七～十　（略）

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

3～6　（略）

（国の機関の長等による建築主事等に対する通知等）

第八条の二　（略）

2～12　（略）

（新設）

13～20　（略）

21　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
（略）		
第二条第一項	（略）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条